

報 告 第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 0 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年8月14日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 42万8,230円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和5年6月27日午後2時37分頃、市道松神子落神線（田の上二丁目16番45号地先路上）において、北進中の公用車が、前方で信号待ちのため停車していた相手方の普通自動車に接触し、車両を損傷させた。